

平成 29 年 8 月号

## 8 月以降の脱退一時金の請求について

日本国籍を有しない方が、国民年金又は厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができます。

脱退一時金を受け取った場合、脱退一時金の計算の基礎となった期間は年金加入期間ではなくなります。平成 29 年 8 月から老齢年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されることに伴い、受給資格期間が 10 年以上（25 年未満）ある方（老齢年金を受け取る権利がある方）は、脱退一時金を受け取ることができなくなります。（将来、日本の老齢年金として受け取ることができます。）

※この取扱いは、平成 29 年 8 月 1 日以降に日本年金機構が受理した脱退一時金請求書について適用されます。

詳しい取扱いは次のとおりです。

- (1) 受給資格期間 10 年以上（25 年未満）ある方が平成 29 年 7 月 31 日までに脱退一時金の請求をした場合は、脱退一時金を受け取ることができました。
- (2) 受給資格期間 10 年以上ある方が平成 29 年 8 月 1 日以降に脱退一時金の請求をした場合は、脱退一時金は受け取れません。将来、日本の老齢年金として受け取ることができます。

※ 脱退一時金の全ての支給要件を満たしていることが前提となります。

※ 脱退一時金の請求は、転出日（日本に住所を有しなくなった日）又は被保険者資格喪失日のどちらか遅い方の日以降に行うことになります。

脱退一時金を請求する際は、請求書に次の書類を添付します。

- ① パスポート（旅券）の写し（氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ）
- ② パスポート（旅券）の写し（最後に日本を出国した年月日が確認できるページ）

※以前は、外国人が日本から海外へ帰国する際、帰国後に一時金を海外から請求しなければなりませんでした。平成 29 年 3 月以降、転出届を市区町村に提出すれば、住民票転出（予定）日以降に日本国内での請求が可能となりました。日本国内から請求書を提出される場合には、上記パスポート（旅券）の写し（最後に日本を出国した年月日が確認できるページ）に替えて、下表の書類等を市区町村から取得し、添付してください。

<転出（予定）日の前日までに、市区町村より添付書類を取得する場合>

日本国外に転出予定である旨が記載された住民票の写し

<転出（予定）日以降に、市区町村より添付書類を取得する場合>

住民票の除票

③ 「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」、「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類（銀行が発行した証明書等。または、「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けてください。）

④ 国民年金手帳、その他基礎年金番号が確認できる書類

## 外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）  
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>